

公布勅令

第 NS/RKM/0119/004 号

カンボジア国王ノロドム・シハモニは、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2018 年 9 月 06 日付勅令第 NS/RKT/0918/925 号
- 閣僚評議会の構成および運営に関する法律を公布する 2018 年 6 月 28 日付勅令第 NS/RKM/0618/012 号
- 憲法院の構成および運営に関する法律を公布する 1998 年 4 月 08 日付勅令第 CS/RKM/0498/06 号
- 憲法院の構成および運営に関する法律の改正に関する法律を公布する 2007 年 1 月 31 日付勅令第 NS/RKM/0107/005 号
- 憲法院の構成および運営に関する法律第 26 条、新第 27 条、第 28 条、第 31 条および第 32 条の改正に関する法律を公布する 2018 年 2 月 10 日付勅令第 NS/RKM/0318/005 号
- 首都、州、市、スロックおよびカンの行政管理に関する法律を公布する 2008 年 5 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0508/017 号
- カンボジア王国首相サムデイアックアモハーセナーパタイテチョフン・センの建議を理解し、

第 6 期国民議会第 1 会期の 2019 年 1 月 3 日に可決され、第 4 期上院議会第 2 会期の 2019 年 1 月 11 日に修正なく全体の形式および法的内容が承認され、憲法院が 2019 年 1 月 16 日付決定第 198/001/2019KBTh.Ch 号において合憲であると宣言した、首都、州、市、スロックおよびカンの行政管理に関する法律の改正に関する法律を次のとおり公布する。

首都、州、市、スロックおよびカンの行政管理に関する法律の改正に関する法律

第1条

2008年5月24日付勅令第NS/RKM/0508/017号により公布された首都、州、市、スロックおよびカンの行政管理に関する法律第18条を次のように改める。

新第18条

各評議会の評議員の定数は、人口統計的および地理的要素に基づき次のように定める。

- プノンペン都評議会は、二十七（27）名の評議員を有する。
- 州評議会は、十五（15）名から二十七（27）名までの評議員を有する。
- 市評議会は、十一（11）名から二十一（21）名までの評議員を有する。
- スロック評議会およびカン評議会は、十一（11）名から二十一（21）名までの評議員を有する。

各評議会の評議員の具体的な定数は、少なくとも評議会の任期が満了する日の百二十（120）日前までに、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

次任期の評議会の評議員の定員を定める政令がないときは、各評議会の評議員の定数は、直近の任期の評議会の全評議員数とする。

第2条

この法律は、緊急に公布する。

仏暦 2562 年亥年ソムリットサック年[訳注：10 年周期の第 10 年]ボツ月満月新月後 4 日木曜日

首都プノンペン、2019 年 1 月 24 日

【署名】

BRL.1901.114

ノロドム・シハモニ

国王に奏上

首相

【署名】

サムデイッアツケアモハーセナパタイテチョ フン・セン

原本から適正に複写

常任副首相

【署名および公印】

名誉法学博士 ビン・チン